

## 令和6年度第1回焼津市多文化共生推進協議会 議事録

日時	令和6年8月19日(月)午前10時30分から正午
場所	焼津市役所 2階 会議室2B
出席委員 (8名)	高畑幸会長、小林伸生委員、伊藤恒章委員、増井喬生委員、飯妻宏典委員、小林ミーハン委員、平野一恵委員、須方正和委員
事務局	服部部長、吉川課長、高川主幹、奥川事務員、清水
欠席委員 (3名)	鈴木和子委員、タンプス・ルイス・エヴェリ・トリオン委員、ヤンジカ・ソラ委員

## 会議内容

- 1 開会
- 2 委嘱状交付式
- 3 市民環境部長挨拶
- 4 委員及び事務局の自己紹介
- 5 会長挨拶
- 6 協議事項
  - (1) 焼津市多文化共生推進計画進捗状況報告
  - (2) 令和6年度の主な取り組み
  - (3) 意見交換
- 7 多文化共生についての講話(高畑会長)
 

『2024年 入管法改正のポイントー育成就労制度と永住権の取り消しを中心に』
- 8 閉会

## 配付資料

- ・ 次第
- ・ 焼津市多文化共生推進協議会委員名簿
- ・ 焼津市多文化共生推進計画施策推進状況報告(事前配付)
- ・ 焼津市多文化共生推進計画進捗状況【参考資料】
- ・ 主な取り組みの紹介
- ・ 高畑委員長講話資料「2024年入管法改正のポイント」

## 会議概要

- 1 開会(事務局)
 

欠席者は3名(鈴木和子委員、タンプス・ルイス・エヴェリ・トリオン委員、ヤンジカ・ソラ委員)

## 2 委嘱状交付式

今年度より委員を委嘱された方2名への委嘱状交付

①焼津市教育委員会 小林伸生氏、②焼津市商工会議所 増井喬生氏

## 3 協議事項

(1) 焼津市多文化共生推進計画進捗状況報告

(2) 令和6年度の主な取り組み

(3) 意見交換

【高畑会長】一昨年に比べて、昨年度の実施報告について、進捗の評価が全体的によくなった。唯一、「極めてよくできている」評価が学校教育課から出ている。特に教育の分野で突出している。

【小林委員】就学ガイダンスの課題について、フィリピン国籍の保護者に母語の大切さを理解してもらうことが難しい、また学校就学前、園に入る就園前、2、3歳児あたりの早期からの対応についての難しさ感じている。フィリピンは島によって言語が異なること、フィリピン国内でも色々な言語が使われている、また学校教育の中でも英語を学習言語として使われていた時期もあることから、母語を大切にするという意識が低いことがお国柄的にあるという話をコーディネーターから聞いている。早期からの対応として、保健センターの何歳児健診、また園など、学校教育以前の部署との連絡を密にしていくことがこれから必要であると話をしている。具体的にはないが、今後強めていきたいという気持ちでいる。

【高畑会長】母語というのは、自分の親の国の言語。それも大事にしながら、日本語も同時に学んでいくことで、子どもの認知能力、学力もあがるという考え方。

【小林ミーハン委員】うちの子はハーフなので、家ではお父さん、おばあちゃんとは日本語で話をする。でも、ベトナム語も覚えてほしいので、ベトナムのおばあちゃんに連絡をするときは、挨拶や簡単なことばだけをしゃべってもらっているくらい。深いことはわからない。1年に1回くらいはベトナムに連れていき、家族と話をして言葉を覚えるかなと思っている。

【高畑会長】家の中で、日本の方が多い家庭と、あるいは家庭全体が外国人だという家ではかなり違うかと思うが、子供の場合は学校では日本語、家ではその国の言葉というように、日常的に2つの言語が使われていると思う。

【伊藤委員】地元の下小田上公会堂にたまたま行ったら、ブラジル人が学習をしていた。

港小学校の学生、大井川南小の子 8 人が集まり、若い 30 代のブラジルの女性が母語を週に 2 回教えているそう。うちの公会堂はいつでも使ってもらえればいいなと思っている。たぶん、お母さん仲間で、やっていると思う。

【高畑会長】そういう活動が、いろいろなところに広がればいいなと思う。だんだん地域の中でこのような多文化共生の活動、ごみの捨て方の講座などが広がっているが、自治会の中での外国の方とのかかわり、カローリングの話でもいいですが何かありますか。

【伊藤委員】カローリングは、去年、日本語教室のサポーターをやっていて、コミュニケーションをとるには、スポーツ一緒にやるのがいいと思った。自分が代表を務めるカローリングの団体から 8 人が先生役で参加し、全部で 57 人が参加した。

【高畑会長】そうやって、スポーツ交流が広がって、また、地域でも外国の方とのふれあいの場が広がっていると思う。市と企業・団体との連携の強化について、商工団体等に対してのちらしの配付、技能実習生等への日本語教室の開催と実績にあるが、課題として、企業や団体へのアプローチ方法が難しいとある。外国人の市民の方が働いている、学んでいるという状況で、企業や団体とのかかわりについて、ご意見あるか。

【増井委員】事前に資料をみさせてもらい、確かに商工担当と会議所の部分になると思うが、情報提供を市の商工からもらって、ホームページにあげるとか、タイミングが合えば会議所の会報を通して企業に情報提供をするくらいしかできていない。団体としては、経済団体のためできる範囲は限られていると思うが、技能実習等については、今後も技能実習生がいなければ、まわらない、外国人の方がいなければ製造ができないという話はあるため、我々としても、必要な情報については、企業さんに提供しなければいけないと考えている。

【飯妻委員】ハローワークでも、フィリピン国籍の方がとても多く、次はブラジルの方という状況。就職先は製造業、食品製造業か水産加工業が多い。または、自動車部品。直接雇用でなく、派遣会社を通しての就労が多いというのが実情。紹介する時、日本語力を企業側が求める。厚生労働省の委託事業である JICE による日本語教育も行っている。求人をもろう時等に企業と接点があるが、そういう時に、「日本語ができないとね…」という話が必ずでてくるので、場面場面において企業側に日本語教室等を案内していきたい。来る方はたくさんいるが、受入する会社が多くなく、紹介できる会社が限られてしまうため、苦慮している。可能な限りは協力させていただきたい。

【平野委員】市の方から日本語教室の案内をいただき、我々も実習生に案内するが、日曜日だと、「休みたい」が先になってしまう。港公民館の教室にも参加している子は、他に参加できないなどの声がある。現時点で、誰も申し込みをしていない。インドネシアの子も受け入れをしたし、ベトナムの子も多いが、言葉というのは、なかなか

か少し行かせただけでは、上手になるものではなく、8月に地震があった時、あの注意報がどういうものかわからないだろうと思ったので、LINEでグループを作っているの、すぐにLINE、中国の子たちとはウィーチャットで簡単に状況を理解してもらうために、中国語、ベトナム語、インドネシア語に訳して、実習生に流した。また、そのほかの注意事項として、熱中症について水を用意することなど、注意喚起している。やはり、何か災害があった時、情報を提供することがなかなか難しいと本当に思った。もし災害があったら、私たちは、静岡に住んでいるが、須方さんたちに協力をしていただいているので、すぐ対応をしていただけるかもしれないが、うちの職員の中でも焼津市に住んでいる者が一人いるが、そういう時には対応してもらわなければいけないと思ったし、「何かあった場合」というのを切実に感じた。

あと、うちのところでも講習も、中国人、インドネシア、タイの子、ベトナムの子と4カ国を並べて行っている。そうすると、相互理解が必要。私達もそうだが、文化的なこと、習慣的なことなど、相互に理解させることが必要だと感じた。特に、インドネシアの子はヒシャブをしている子もいるし、イスラム教ですので、配慮をしなければいけないこともあり、それぞれの子がよくわかり始めているという状況。そういう意味でも多文化共生だと思う。また、自治会への参加というのがなかなかさせていないので、自治会の行事への参加を今後積極的にしていかなければいけないと感じた。カローリングの写真にちょうどうちの実習生が写っている。とても好評だったので、また是非参加させていただきたい。

【須方委員】災害に関しては、直接、身にふりかかってくるので興味がある。日頃からどれだけ意識を持たせるか。資料を配っていても、実際は電話がかかってくるのが想定されるので、どういうところで地震が起きているかなど、情報提供が必要だとより感じた。アプローチを効果的に行う方法に関しては、情報をいただいたのを我々が流してまわっているところもあるし、強く踏み込んでも聞きたくないということもあるし、短期の滞在だと踏み込めない、実習生に関しては、そういう状況。委員長からの入管法の改正の話があったが、身分のかわる子たちが増えると、より情報の伝達がしにくくなる。今の実習生には管理団体経由で企業に情報を下ろしていくというのがあり、企業の方も管理団体が言ってくるだろうというのがあるが、管理団体の関わりの弱い人材が増えてくると、日本語ができるという体で増えていくが、実際にどれくらい日本語ができるかわからないというところがあるので、もう一段アプローチを踏み込んでいかなければいけないのかなと感じる。でも、どういう方向でというのはまだ見えてきていないので、法改正の方をみながらになる。

加えて、企業努力で人に来てもらわなければいけないが、地域として選ばれるということも、人材確保には必要。市長との座談会の際にもお願いしたが、多文化共生のこういった事業を通して、焼津市が外国人の方に選ばれる地域になっていただいて、企業も努力を

し、より来ていただきやすい状態を作っていくようにしないと、もう日本自体が選ばれにくくなってきているので、そういった地域の状況がないと人が集まらないと実感している。

この評価に関しては、非常によくやっていただいていると思う。より現場の声を、文字にしなくていいので、紹介していただくとより参考にしやすく、次につなげやすいかと思う。交流会の感想はよく聞けるけど、ここに落とし込んでいる内容でも、現場の方の声や実際の外国人の声を紹介していただきたいと思う。

【高畑会長】防災について、「外国語で防災について講習ができる講師が必要」という課題感がある。別の自治体で、外国人の防災リーダーの養成講座をやって、外国の方で防災のことを知ってもらおう。その中で、特に興味のある方に教えて、その方をリーダーとして育成し、その方の言葉で、防災について同じ国出身の人に伝えてもらう。その人が後に、消防団に入っただけ等、発展があることもある。今後、そういうこともできたらいいと思う。図書課における多言語の事業は、他の自治体さんでもじわじわと進んでいるので、焼津市でもこうしたことが広がっているのはいいと思う。またその他にも、教育の取組が、独自のものも含めて、とても進んでいる。静岡県内の他の自治体さんに行くこともあるが、焼津市の教育施策はすごいとよく言われるので、楽しく拝見した。

#### 4 多文化共生についての講話（高畑会長）

『2024年 入管法改正のポイント、育成就労制度と永住権の取り消しを中心に』

- ・2024年に入管法の改正があったのでポイントを説明する。
  - （1）技能実習という制度が「育成就労」に替わる。
  - （2）永住権の取消の可能性がある。
- ・外国籍の方は、どのような在留資格をもっているかによって、日本で何ができるか、どんな仕事ができるか、いつまで滞在できるかが変わってくる。
- ・在留資格は29種類。ざっくり分けると「働くことができる資格」、「家族と暮らすことができる資格」、「働いて且つ家族と一緒に暮らせる資格」がある。
- ・技能実習、特定技能は「働く」資格。家族とは暮らせないので単身での来日、滞在。ベトナムの実習生は基本、単身。留学、文化活動は「家族と暮らせるけど働けない」在留資格。留学生は資格外活動を申請し、アルバイトは可。
- ・「働けて、家族とも一緒に暮らせる資格」には、「活動資格」「居住資格」の二つのグループがある。焼津市は居住資格の永住者、定住者が多い。居住資格の人は、自由度が高く、日本に長期滞在可で、どんな仕事でもできる。日系人が多い。かつて日本から移住した人の子孫のため、在留資格上優遇されている。日系3世は定住者として来日してい

る人が多く、日本で5年程度安定して働くと永住に切替可能。

- ・一方で、「活動資格」については、日本で何をするかによって、与えられる資格で、期限が切られているのがほとんど。活動資格から来日し、後に永住資格を取る人もいるが、日系人や日本人と結婚して定住する人は、比較的簡略の手続きで永住資格の取得が可能。
- ・日本全体で、働いて、家族とも暮らせる居住資格、定住や永住の方は143万人、活動資格は50万人、技能実習等、働けるけど家族とは一緒に暮らせない活動資格60万人、家族と暮らせるけど働けない資格は55万人。日本全体で320万人程の外国人が居住しているが、現在、一番多いのは居住資格者。しかし、現在、働けるけど家族と一緒に住めないという資格の人が、今後、一定の条件を満たすと、家族の帯同ができるようになる。例えば、介護で働く技能実習、特定技能1号、留学の人達。
- ・技能実習生が35万人。日本のあらゆるモノづくり、農林水産業で活躍。また、2019年からの新しい資格、特定技能の資格者も17万人。受け入れられる職種がどちらも限られているが、更にこれからもう少し増えていくことが考えられる。現状は単身で来ている人たちが、これから、人数的にも増えるし、定住者に移行していくことも考えられる。焼津市で関わっているのは技能実習という漁業、食品製造、特定技能の飲食料品製造業の人が多いと思われる。
- ・技能実習制度は1993年からある制度。2017年から制度が拡充され、人数、受け入れ可能な職種も増え現在まで続いている。特定技能は2019年にできた制度。主な違いは、技能実習生は、働きながら学んでいる人たち。特定技能は、来日前に試験を受け、労働者として働ける状態に来ている人たち。特定技能の方がより自由度が高く、自分で他の会社に移ることもできる。技能実習生はそれができないので、雇い主からすると、「この先3年いてくれる人」というありがたい人だが、移ることができないことでトラブルがあったという報道がされた。それを改善するために、2027年に「育成就労」がはじまり、本人が希望する転籍が可能になる制度に移行していくことになる。特定技能2号も制度が拡大され、職種が拡充し、現在は少ないが、今後増えることが考えられる。
- ・技能実習は、国際貢献が目的だった。育成就労では、労働力の確保と人材育成を目的としている。在留期間は、育成就労は3年としているが、その後、長期滞在が可能な資格への移行が可能となる。転籍も条件達せば可能。日本語能力も育成就労の場合は初期日本語レベルの日本語力を身につけて来日する。
- ・育成就労は2027年度スタートの予定。現状、職種などは最終決定ではない。育成就労は、日本への入口となり、入口はハードル低く、日本で働きながら、日本語能力も技能もレベルアップし、さらに長期滞在し、家族滞在も可能となるというプログラム。
- ・永住資格は、日本で生活が安定し、条件を満たしたら取得可能。

- ・永住権取消に関し、今までの条件に、納税や公的な保険料の納付を故意に怠ることが、2024年の入管法改正で加わった。慎重な調査をした後に取消の判断を下すため、すぐに取り消しとなるわけではない。既に、この改正について恐怖を感じているという外国人の声も聞こえてきている。故意はなくても、日本語の通知が読めない等の理由で支払い漏れがある人もいるかと思うので、役所や事業所の方からの注意喚起が必要な時に来ていると思う。

※ 第2回目の協議会については、1月頃を予定。